様式第3号(第4条関係)

(文書の記号)第　　号

年　　月　　日

小野町水道事業資金貸付基金借用証書

金　　　　　　　　　　　　　円

小野町水道事業会計小野町長(以下「乙」という。)は、次の借入条件及び裏面の特約条項を承諾のうえ、小野町(以下「甲」という。)から、上記金額の小野町水道事業資金貸付基金を借用しました。

(借入条件)

1　利率　　　　　　年　　　　％

1　延滞金の割合　　年　　　　％

1　用途

1　据置期間　　　　　年

1　償還期限　　　　　　　　年　　月　　日

1　借入日　　　　　　　　　年　　月　　日

1　償還方法

元利金の支払は、元利均等、年賦払の方法による。支払期日における金額は町の償還計算表による。

1　元利金の支払期日　　毎年　　　　月　　　　日

小野町長　　　　様

小野町水道事業会計

小野町長　　　　　　　　印

(借用証書裏面)

特約条項

第1条　「乙」は、この借入金を表面記載の借入条件(以下「借入条件」という。)に掲げる用途に係る事業に限り、その資金として使用するものとする。

第2条　「乙」は、借入条件に掲げる利率又は違約金の割合について、金利情勢の変動に応じ、一般金融市場における金利を勘案して「甲」が定める利率又は違約金の割合に変更されても異存ないものとする。

第3条　「乙」は、この借入金の全部又は一部の額について「甲」に届出て、繰上げ償還をすることができる。

第4条　「乙」は、この借入金について、次の各号に掲げる理由があるときは、「甲」から貸付金の返還を求められても異存ないものとする。

(1)　条例、規則及び借入条件並びにこの特約条項を守らなかったとき。

(2)　条例第7条の定めによる調査を拒み、若しくは妨げ又は報告をせず若しくは虚偽の報告をしたとき。

(3)　虚偽の事実に基づいて、この借入れをしているとき。

(4)　この借入金の借入れ又は使用に関し、法令若しくは慣習に違反し、又は著しく不当と認められる事実があったとき。

2　前項の定めにより、繰上償還がなされる場合における返還金額及び返還期日は、「甲」が定めるものとする。

第5条　借入条件又はこの特約条項が改定されたときは、「乙」はその証として「甲」の指定する追証書を「甲」に提出するものとする。